

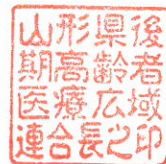


形広連告示第15号

山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約を次のとおり定めた。

平成24年11月6日

山形県後期高齢者医療広域連合長 市川昭男



山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。

別表第3（第18条関係）備考第1項及び第2項中「及び外国人登録原票」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成24年10月31日から施行する。

（経過措置）

2 この規約による変更後の山形県後期高齢者医療広域連合規約の規定は、平成25年度以後の年度分の関係市町村の負担金について適用し、平成24年度分までの関係市町村の負担金については、なお従前の例による。